

岩手県告示第 242 号

花巻都市計画事業石鳥谷駅前地区土地区画整理事業の施行により、施行後の宅地の総額が施行前の宅地の総額より減少したので、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 109 条第 1 項及び土地区画整理法施行令（昭和 30 年政令第 47 号）第 60 条第 1 項の規定により、公告する。

平成 20 年 3 月 27 日

岩手県知事 達 増 拓 也